

コロナ関連の助成金



現在募集中の助成金の申請期限は？

令和3年度予算による助成金や補助金など(以下、助成金等)の新設や拡大が発表されています。現在どのような支援が行われていて、いつまでに申請すればよいのかを一覧にまとめました。この一覧は、2021年(令和3年)4月16日時点の各省庁の公開情報をもとに作成しています。

雇用を維持・促進するための助成金等

助成金等の名称	概要	申請期限
雇用調整助成金	事業活動の縮小が余儀なくされた場合に、休業手当の最大全額を助成(日額15,000円まで) 雇用保険被保険者以外も対象	支給対象期間の末日(毎月の賃金締日)の翌日から 2ヶ月
コールセンター 0120-60-3999	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html	
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業期間中賃金が支払われない中小企業の従業員に、日額最大11,000円を支給 パート・アルバイトも対象	10~12月の休業 → 5月31日まで 1~4月の休業 →7月31日まで
コールセンター 0120-221-276	https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html	
産業雇用安定助成金	在籍出向による雇用の維持、人材活用を支援 出向元・先双方に出向中の費用の9/10(大企業は3/4) + 初期費用最大15万円/人を助成	出向開始の前日(可能であれば2週間前)までに計画届を提出
コールセンター 0120-60-3999	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html	
トライアル雇用助成金	コロナ離職者(シフトが減少したシフト制労働者を含む)の試行雇用期間(3ヶ月)に月額4万円/人(短時間労働者は2.5万円)を助成	トライアル雇用開始日から2週間以内に実施計画書を提出
都道府県労働局またはハローワーク	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/newpage_16286.html	

暮らしを応援する助成金等

助成金等の名称	概要	申請期限
子育て世帯生活支援特別給付金	児童扶養手当受給世帯等、その他住民税非課税の子育て世帯に、児童一人当たり5万円	準備中
コールセンター 0120-400-903	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18013.html	
緊急小口資金・総合支援資金	コロナによる収入減や失業で生活が苦しい方を対象とした生活費の貸付け	6月30日まで
コールセンター 0120-46-1999	https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/index.html	
住宅確保給付金	支給が終了した方に、 3ヶ月間再支給	6月30日まで
コールセンター 0120-23-5572	https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokakuhokyufukin/index.html	

事業活動を維持するための助成金等

助成金等の名称	概要	申請期限
事業再構築補助金※	新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合に、最大1億円を補助	1次締切 4月30日 (令和3年度にあと4回実施予定)
事業再構築補助金事務局 0570-012-088 https://jigyousaikouchiku.jp/		
持続化補助金※	ポストコロナのための小規模事業者支援 ① 一般型：上限50万円、補助率2/3 ② 低感染リスク型ビジネス枠： 上限100万円、補助率3/4	① 5次締切 6月4日 (令和3年度に7次まで実施予定) ② 1次締切 5月12日 (令和3年度に6次まで実施予定)
コールセンター 03-6837-5929 https://mirasapo-plus.go.jp/subsidy/persistence/ http://www.low-risk-jizokuka.jp/		
IT導入補助金	業務の効率化、接触機会低減のためのITツール等の導入費用を支援(最大450万円)	5月14日まで
コールセンター 0570-666-424 https://seisansei.smrj.go.jp/pdf/0103.pdf		
地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」	時短要請の協力金 まん延防止等重点措置地域等 中小企業：売上高に応じ3~10万円/日 等 大企業(中小も選択可)：売上高減少額に応じ最大20万円/日 それ以外の地域 1日2万円 等	都道府県の窓口にお問合せください
各都道府県の窓口 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryousidai_r030401.pdf#page=99		
中小事業者に対する一時支援金※	緊急事態宣言の影響で売上が減少した中堅・中小事業者 上限は、法人60万円、個人事業者等30万円	5月31日まで
一時支援金事務局相談窓口(申請者専用) 0120-211-240 https://ichijishienkin.go.jp/		
NEW! J-LODlive2 補助金 (コンテンツグローバル需要創出事業費補助金)	① 公演の開催費用等の支援(補助率1/2、上限3,000万円) ② 延期・中止した公演等のキャンセル費用等の支援(上限2,500万円)	① 2022年1月31日まで ② 6月25日まで 予算がなくなり次第終了
J-LODlive2 補助金運営事務局 0120-68-7322 ① https://j-lodlive2.jp/ ② https://cancel.j-lodlive2.jp/		
特別貸付	3年間無利子 + 最長5年間元本据え置き	当面(2021年前半まで)
日本公庫 0120-154-505 https://www.jfc.go.jp/ 商工中金 0120-542-711 https://www.shokochukin.co.jp/		

※ jGrants(電子申請システム)での申請受付になります。事前に G ビズ ID プライムの ID 取得が必要です。ID 発行までに2~3週間かかりますので、ご検討の方は、まずはID取得の手続きをお済ませください。
<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

業種別の支援策もご確認いただけます。併せてご参照ください。

- 文化庁「新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援情報窓口」
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html
- 農林水産省「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策」
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html
- 経済産業省「業種別支援策リーフレット」
<https://www.meti.go.jp/covid-19/leaflet/index.html>